

# ラベルバンク新聞

発行所  
株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島5-12-8  
新大阪ローズビル6F  
TEL: 06-6838-7090  
FAX: 06-6838-7091  
<http://label-bank.co.jp/>  
[support@label-bank.co.jp](mailto:support@label-bank.co.jp)

## 第115号

今月は事情により先にWEBにて告知をしておりました。現在も続いておりますのであらためてこちらでも告知させていただきます。

2018年7月13日、消費者庁は、災害救助法の適用を受けた被災地において、農林水産省及び厚生労働省と連名で、食品表示基準を弾力的に運用する旨を関係機関に通知しました。各通知は以下のサイトに掲載されています。

『食品表示に関するお知らせ』(消費者庁)  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/)

### 2018年7月13日～19日まで 発表された通知

- 平成30年7月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について
- 乳児用液体ミルクの取扱いについて
- 製造所の表示の運用について
- 製造所固有記号の表示の運用について

#### 各通知の概要(抜粋)

『食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について』  
食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されることにも、消費者の誤認を招くような表示をし

## 平成30年7月豪雨を受けた食品表示の弾力的運用について

ていない場合には、平成30年7月豪雨において災害救助法の適用を受けた被災地(※)において、譲渡又は販売される食品については、必ずしも食品表示基準に基づく義務表示事項の全てが表示されていなくても、当分の間、取締りを行わなくても差し支えない(※10府県60市37町4村)

『食品表示基準に基づく表示事項が容器包装に記載されていない食品を被災地で譲渡・販売する場合にも、アレルギー表示及び消費期限については従来どおり個々の容器包装に表示する必要があることから、これまでどおり、取締りの対象となります。』

『賞味期限については、多くの業務用加工食品において、容器包装に表示されている状況もあり、可能な限り個別に表示する。』  
『消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。悪質な違反については、引き続き、関係機関と連携した取締りを行う。』

『乳児用液体ミルクの取扱いについて』  
『母乳代替食品としての用に適する旨を表示した乳児用液体ミルクについて、特別用途食品制度における許可及び承認を受けていない場合も、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととします。』  
ただし、アレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康

被害を防止することが何より重要であるため、従来どおり個々の容器包装に表示する必要があり、これまでどおり、取締りの対象となります。』  
『食品衛生上、開封後の飲み残しは保管しない』

#### 『製造所の表示の運用について』

『当分の間、平成30年7月豪雨において災害救助法の適用を受けた被災地の工場(製造所)で製造していた食品について、他の製造者や製造所に委託する場合には、別添届出様式を用いてFAXにより消費者庁食品表示企画課へ届け出ることにし、実際の製造所の所在地及び製造者の氏名と食品に表示された製造所の所在地及び製造者の氏名とが異なることとなっても差し支えないこととします。』  
『消費者から製造所について問合せがあった場合には、実際に製造された製造所の名称及び所在地を回答する。』

※別添届出様式はこちら  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information\\_180719\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information_180719_0001.pdf)

#### 『製造所固有記号の表示の運用について』

『当分の間、別添届出様式を用いてFAXにより消費者庁食品表示企画課へ届け出ることにより、平成30年7月豪雨において災害救助法の適用を受けた被災地の工場(製造所)で使用していた記号を他の工場(製造所)に例外的に使用できる。』  
『旧制度及び新制度にかかわらず、消費者から製造所固有記号について問合せがあった場合には、実際に製造された製造所の名称及び所在地を回答する。』

※別添届出様式はこちら  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information\\_180717\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information_180717_0001.pdf)

また、避難所の管理者の方への周知についても掲載されています。

#### 避難所の管理者の皆様へ

- 表示のない食品を提供する場合は、次のことに十分気をつけてください。
- アレルギーを含むかどうか不明な場合は、アレルギー疾患を有する被災者の方に渡さないでください。
  - 期限表示が不明な場合は、長期保存を避け、早めに食べるようにしてください。開封後の食品は、食べ残しを保管せず、適切な喫食方法で、速やかに消費してください。
  - 乳児用液体ミルクについては、必要な情報を適切に提供してください。また、開封後の飲み残しを保管しないようにしてください。

出典：食品表示の弾力的運用を踏まえた周知チラシ(一) (消費者庁)  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information\\_180718\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information_180718_0001.pdf)

被災地の方々が、一日でも早く平穏な生活を取り戻すことができますようお祈り申し上げます。

(川合)

出典：  
『食品表示に関するお知らせ』(消費者庁)  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/)

## 講演情報

多数の皆さまのご参加をお待ちしております。

### 講演のお知らせ 9月(大阪)

#### 「加工食品の輸出～原材料・食品表示など実務上のポイント～」

- ◆日時：2018年9月18日(火) 13:30～15:00
- ◆会場：大阪産業創造館 6F 会議室 AB (大阪市)
- ◆主催：日報ビジネス株式会社様
- ◆講演者：川合裕之(株式会社ラベルバンク)

#### ◆内容：

食品を輸出する際の食品の定義の違い、原材料名の定義と添加物使用基準、表示方法と様式の違い、アレルギーの対象、多言語記載に関する規則など、表示実務の重要ポイントについて具体例を交えながらお伝えする予定です。

### 講演のお知らせ 9月(香川)

#### 「食品表示～表示の目的と役割、表示相談～」

- ◆日時：2018年9月26日(水) 13:30～14:55
- ◆会場：香川産業頭脳化センタービル  
2階一般研修室(高松市)
- ◆主催：(公財)かがわ産業支援財団様
- ◆講演者：川合裕之(株式会社ラベルバンク)

#### ◆内容：

香川県では、県内農林漁業等の6次産業化への取り組みを推進するため、6次産業ビジネスに関する基礎知識のほか、インターシップでの商談・加工など、講義演習と実習を合わせたビジネス塾が開講されます。

弊社は、食品表示研修として、表示の目的と役割、基礎知識や表示相談などを担当いたします。

### 今月の「お気に入り」言葉



今月はお休みさせていただきます